

## 【マチピ加盟店規約】新旧対照表

株式会社まちづくり松山

下記のとおりマチピ加盟店規約を改定いたします。

なお、全文に関しては、下記 URL をご確認ください。

(<https://machica.jp/wp-content/uploads/2021/04/5b6a66f6faf64ccea41f8197f7ca7464.pdf>)

改定後	改定前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (総則)</p> <p>本規約は、株式会社まちづくり松山（以下「当社」という。）が運営するポイント発行プログラムへの加盟に関して遵守すべき事項を定めるものとします。</p> <p>2. 加盟店は、ポイント発行プログラムへの加盟にあたり、本規約を遵守するとともに、当社が別途定めるマニュアル等（以下総称して「マニュアル等」といいます。）を理解の上、ポイント発行プログラムに加盟するものとします。</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>本規約において、次の各号に定める用語は以下の意味を有することとします。</p> <p>(並び替え)</p> <p>(並び替え)</p> <p>(並び替え)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (総則)</p> <p>1.本規約は、株式会社まちづくり松山（以下「当社」という。）が運営するポイント発行プログラムへの加盟に関し、当社と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めるものです。</p> <p>2.加盟店は、ポイント発行プログラムへの加盟にあたり、本規約を遵守するとともに、当社が別途定めるマニュアル等（以下総称して「規約等」といいます。）を理解の上、ポイント発行プログラムに加盟するものとします。</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>本規約において、次の各号に定める用語は以下の意味を有することとします。</p> <p>(1)「ポイント発行プログラム」とは、当社と加盟店との間の相互の事業発展及び競争力強化を図ることを目的として、当社が提供するポイント付与サービス及びポイント充当サービス並びにこれらに関連して当社が別途定めるサービスをいいます。</p> <p>(2)「ポイント付与サービス」とは、利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マチカカードを提示した利用者に対して、当社が本契約等に従いマチピを付与するサービスをいいます。</p> <p>(3)「ポイント充当サービス」とは、利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マチカカードもしくはアプリを提示することにより、商品の購入代金等の全部又は一部につきマチピを支払方法として利用することを望んだ場合に、加盟店が、本規約等に従いマチピを当該商品の購入代金等の全部又は一部に充当するサービスをいいます。</p>

<p>(1) 「加盟店」とは、ポイント発行プログラムに加盟することを希望し、当社により当社所定の基準に従い加盟店として認定された者をいいます。</p> <p>(2) 「利用者」とは、当社所定の手続きに従って、マチカカード又はマチカアプリを保有する者をいいます。</p> <p>(3) 「マチピ」とは、当社が発行するポイントのことをいい、利用者が、加盟店の店舗等において、当社所定の方法で商品の購入又はサービスを利用したとき、その他当社が別途定める事項を行った場合に、当社が当該マチピ会員に対して付与するポイントをいいます。</p> <p>(並び替え)</p> <p>(並び替え)</p> <p>(並び替え)</p> <p>(並び替え)</p> <p>(並び替え)</p> <p>(4) 「マチカ共通約款等」とは、マチカ共通約款、マチカマネー利用約款、マチカカード会員約款その他マチピに関する利用者に対して取扱方法等を定めた規約の総称をいいます。</p> <p>(5) 「まちペイ」とは、当社が指定する第三者型前払式支払手段発行者である株式会社まちペイをいいます。</p>	<p>(4) 「マチピ」とは、会員登録をしたマチピ会員が、加盟店の店舗等において、当社所定の方法で商品の購入又はサービスを利用したとき、その他当社が別途定める事項を行った場合に、当社が当該マチピ会員に対して付与するポイントをいいます。</p> <p>(5) 「付与対象取引」とは、ポイント付与サービスの対象となる取引をいいます。</p> <p>(6) 「充当対象取引」とは、ポイント充当サービスの対象となる取引をいいます。</p> <p>(7) 「付与対象商品」とは、ポイント付与サービスの対象となる商品又はサービスをいいます。</p> <p>(8) 「充当対象金額」とは、ポイント充当サービスの対象となる金額をいいます。</p> <p>(9) 「加盟店」とは、ポイント発行プログラムに加盟することを希望し、当社により当社所定の基準に従い加盟店として認定された者をいいます。</p> <p>(10) 「利用者」とは、当社所定の手続きに従って、マチピカードもしくはアプリを保有する者をいいます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>(6) 「マチカカード」とは当社が発行するカード（<b>まちペイ</b>が発行する電子マネーカードを兼ねることがあります。）等それらに類するものをいい、利用者が加盟店の店舗等においてこれを提示することにより、<b>マチピの受領及び利用</b>を可能にするものをいいます。</p> <p>(7) 「マチカアプリ」とは当社が発行するスマートフォンアプリケーション（<b>まちペイ</b>が発行するスマートフォンアプリケーションを兼ねることがあります。）等それらに類するものをいい、利用者が加盟店の店舗等において<b>これを用いた決済</b>をすることにより、<b>マチピの受領及び利用</b>を可能にするものをいいます。</p> <p>(8) 「マチカカード等」とは、<b>マチカカード及びマチカアプリ</b>のことをいいます。</p> <p>(9) 「QRコード等」とは、当社が発行するQRコード等の番号、記号その他の会員アカウント又は加盟店を特定する情報を含む符号であって、以下のⅠ及びⅡの総称をいいます。</p> <p>Ⅰ 当社が登録会員に発行し、登録会員が<b>まちペイ</b>による決済を行う端末上に表示するもので、会員アカウントを特定するための情報その他加盟店店舗における決済に必要な情報を記録したもの（以下「利用者QRコード等」といいます。）</p> <p>Ⅱ 本利用規約に従って当社等が加盟店に発行し、加盟店店舗における掲示、加盟店の端末上での表示その他当社が指定する方法により加盟店が登録会員に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店店舗又は当社が<b>まちペイ</b>加盟店約款に基づき承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における決済に必要な情報を記録したもの（以下「加盟店QRコード等」といいます。）</p>	<p>(11) 「マチカカード」とは当社が発行するカード（<b>当社が指定した第三者</b>が発行する電子マネーカードを兼ねることがあります。）等それらに類するものをいい、<b>マチカカード番号が付され</b>、利用者が加盟店の店舗等においてこれを提示することにより<b>ポイント発行プログラムのサービスの利用</b>を可能にするものをいいます。</p> <p>(12) 「マチカアプリ」とは当社が発行するスマートフォンアプリケーション（<b>当社が指定した第三者</b>が発行するスマートフォンアプリケーションを兼ねることがあります。）等それらに類するものをいい、<b>アカウント番号が付され</b>、利用者が加盟店の店舗等においてこれを提示することにより<b>ポイント発行プログラムのサービスの利用</b>を可能にするものをいいます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>(10) 「QRスキャン決済」とは、利用者のマチカアプリで加盟店QRコード等を読み取ること で決済を行う方法をいいます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(11) 「ポイント発行プログラム」とは、当社と 加盟店との間の相互の事業発展及び競争力強 化を図ることを目的として、当社が提供するポ イント付与サービス及びポイント充当サービ ス並びにこれらに関連して当社が別途定める サービスをいいます。</p>	<p>(並び替え)</p>
<p>(12) 「ポイント付与サービス」とは、利用者が、 加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マ チカカード又はマチカアプリを用いた決済を 行った場合に、当社が本規約等に従いマチピを 付与するサービスをいいます。</p>	<p>(並び替え・変更)</p>
<p>(13) 「ポイント充当サービス」とは、利用者が、 加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マ チカカード等を用いた決済をするなかで、商品 の購入代金等の全部又は一部につき、マチピを 支払方法として利用することを望んだ場合に、 加盟店が、本規約等に従い、マチピを当該商品 の購入代金等の全部又は一部に充当するサー ビスをいいます。</p>	<p>(並び替え・変更)</p>
<p>(14) 「付与対象取引」とは、ポイント付与サー ビスの対象となる取引をいいます。</p>	<p>(並び替え)</p>
<p>(15) 「充当対象取引」とは、ポイント充当サー ビスの対象となる取引をいいます。</p>	<p>(並び替え)</p>
<p>(16) 「付与対象商品」とは、ポイント付与サー ビスの対象となる商品又はサービスをいま す。</p>	<p>(並び替え)</p>
<p>(17) 「充当対象金額」とは、ポイント充当サー ビスの対象となる金額をいいます。</p>	<p>(並び替え)</p>
<p>(18) 「ポイント料金」とは、第10条第1項及 び第2項に基づき算出された加盟店がポイン ト発行プログラムに加盟し、これを利用者に提 供するにあたり、当社が同プログラムを運営す ることの対価として本規約に基づき当社に支 払う料金をいい、当社が利用者に付与するマチ</p>	<p>(13) 「ポイント料金」とは、第10条第1項及び 第2項に基づき算出された、加盟店がポイント発行 プログラムに加盟し、これを利用者に提供するにあ たり、当社が同プログラムを運営することの対価と して本契約に基づき当社に支払う料金をいい、当社 が利用者に付与するマチピの原資（以下「ポイント</p>

ピの原資（以下「ポイント原資」といいます。）及び当社が同プログラムを運営することに対するシステム利用料が含まれます。

(19) 「専用端末」とは、ポイント発行プログラムにて、ポイント付与サービス及びポイント充当サービスに用いる専用端末などの機器のことをいいます。ただし、まちペイが発行する電子マネーの決済に用いる端末などの機器等を兼ねることもあります。

(20) 「専用端末等」とは、専用端末又はQRコード等のことをいいます。ただし、まちペイが発行する電子マネーの決済に用いる端末などの機器又はQRコード等を兼ねることもあります。

(21) 「代行店」とは、当社が指定した第三者であって、当社及び加盟店との間における金銭の支払い及びデータ授受、その他連絡業務を代行する事業者をいいます。

## 第2章 ポイント発行プログラムの加盟

### 第3条（ポイント発行プログラムの加盟）

当社が提供するポイント発行プログラムに加盟を希望する者（以下「希望者」といいます。）は、当社所定の方法により申し込みを行わなければなりません。本ポイント発行プログラムへの加盟店契約は、当社が希望者から上記申し込みを受けた後、当社が別途定める基準に基づき審査の上、これを承諾した時に効力を生じます。なお、希望者がポイント発行プログラムに加盟できなかった場合でも、理由のいかんを問わず当社は責任を負いません。

2. 加盟店がポイント発行プログラムに加盟する日（以下「サービス開始日」といいます。）は、加盟店の希望その他諸般の事情を考慮した上で、当社が定めます。

3. 加盟店は、ポイント発行プログラム並びにマチカカード等の内容（ポイント付与サービス及びポイント充当サービスの範囲の決定、加盟店の選

原資」といいます。）および当社が同プログラムを運営することに対するシステム利用料が含まれます。

(新設)

(新設)

(14) 「代行店」とは、当社が指定した第三者であって、当社及び加盟店との間における金銭の支払い及びデータ授受、その他連絡業務を代行する事業者をいいます。

## 第2章 ポイント発行プログラムの加盟

### 第3条（ポイント発行プログラムの加盟）

1. 当社が提供するポイント発行プログラムに加盟を希望する者（以下「希望者」といいます。）は、当社所定の方法により申し込みを行わなければなりません。本契約は、当社が希望者から上記申し込みを受けた後、当社が別途定める基準に基づき審査の上、これを承諾した時に効力を生じます。なお、希望者がポイント発行プログラムに加盟できなかった場合でも、理由のいかんを問わず当社は責任を負いません。

2. 加盟店がポイント発行プログラムに加盟する日（以下「サービス開始日」といいます。）は、加盟店の希望その他諸般の事情を考慮した上で、当社が定めます。

3. 加盟店は、ポイント発行プログラムおよびマチカカードの内容（ポイント付与サービスおよびポイント充当サービスの範囲の決定、加盟店の選定基準、

定基準、並びに利用方法を含み、これらに限られません。)につき、当社が決定することにあらかじめ同意します。

4. 加盟店は、マチカカード等に付与された番号及び記号を、マチピの付与、充当又はまちペイが発行する電子マネーサービス以外に利用してはならないものとします。

#### 第4条 (ポイント付与サービス)

当社は、利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マチカカード等を用いて決済を行った場合に本規約等に従い、マチピを付与します。なお、当社又はまちペイがキャンペーン等で、マチピを付与することもあります。

2. マチピのサービスの内容は、マチカ共通約款等その他マチピに関して当社が定める規則の定めによります。

3. 当社は、当社の判断で、マチカカード等又はアプリの種類を追加又は変更することができます。

4. 加盟店は、マチカカード等の利用の有無に関わらず、平等に取り扱わなければならないこととします。

5. 付与対象取引は、加盟店の店舗等における商品の購入又はサービスの利用その他当社が指定する行為とします。加盟店は、付与対象取引以外の行為について、マチピの付与を受け付けてはなりません。

並びにマチカカードおよびマチカカード番号の利用方法を含むがこれらに限られません。)につき、当社が決定することにあらかじめ同意します。

4.加盟店は、マチカカード番号を、マチピの付与又は充当以外に利用してはならないものとします。

#### 第4条 (ポイント付与サービス)

1.当社は、利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際にマチピカードを提示して取引を行った場合、またはマチカでの決済を行った場合に本契約等に従いマチピを付与します。但し、利用者が、商品の購入等をする際にマチカカードもしくはアプリを提示した場合で、かつ、利用者が商品の購入等をする時点で、マチピ利用規約に従いマチピカードもしくはアプリの利用登録手続きを行っていないときには、利用者が当社所定の期間内に当該手続きを行った後に、当社は利用者にマチピを付与します。

また、利用者及び株式会社まちペイが別途「まちペイ利用契約」を締結している場合には、同契約及び関連規則に基づいて利用者が「マチカ」を「チャージ」したときに、マチピを付与することがあります。

2.マチピのサービスの内容は、マチピ利用規約その他マチピに関して当社が定める規則、ガイドライン等の定めによります。

3.当社は、その判断によりマチカカードまたはアプリの種類を追加又は変更することができます。

4.加盟店は、マチカカードまたはアプリを有する利用者を、平等に取り扱わなければならないこととします。

5.付与対象取引は、加盟店の店舗等における商品の購入又はサービスの利用その他当社が別途定める行為とします。加盟店は、付与対象取引以外の行為について、マチピの付与を受け付けてはなりません。



6. 付与対象商品は、ポイント充当サービスの利用を含め、決済手段のいかんを問わず、加盟店の店舗等における全ての商品又はサービスとします。ただし、当社は、申込書で定める方法、その他当社所定の方法により、付与対象商品をその判断により制限することができることとします。

7. 前項の規定にかかわらず、法令上、マチピを付与できない商品に関しては付与対象商品に含まれません。

8. 前二項の規定により、付与対象商品を制限する場合には、加盟店は当社に対し、制限の対象となる商品名（両者別途合意する場合には、商品の種類、ジャンル等でも可とします。）は、通知しなければならないこととします。なお、制限の対象となる商品に変更がある場合も同様とします。

9. 利用者に対するマチピの付与率は、別途当社において定めることとする。ただし、付与対象商品に決済額がない場合その他必要がある場合、当社と加盟店は双方の合意により付与率を変更することができます。

10. 第5項の規定にかかわらず、加盟店は、商品又はサービスの購入その他当社が指定する行為以外の行為をポイント付与サービスの対象とすることを希望する場合には、付与対象とする行為、付与ポイント数等その他当社が定める項目について事前に当社に申し入れ、その承諾を得ることとします。

11. 加盟店は、一定の期間に関し、付与率、付与対象取引及び付与対象商品その他マチピの付与に係る事項を変更するキャンペーンの実施を希望する場合には、キャンペーンの実施期間、付与率、付与対象取引その他当該キャンペーンに関して当社が指定する項目について事前に当社に申し入れ、その承諾を得なければなりません。

6. 付与対象商品は、ポイント充当サービスの利用を含め、決済手段のいかんを問わず、加盟店の店舗等における全ての商品又はサービスとします。但し、当社は、申込書で定める方法、その他当社所定の方法により、付与対象商品をその判断により制限することができることとします。

7. 前項の規定にかかわらず、法令上、マチピを付与できない商品に関しては付与対象商品に含まれません。なお、加盟店は、自己の商品が法令上、マチピを付与できる商品であるか否かにつき自己の責任で判断しなければならないこととします。

8. 前二項の規定により、付与対象商品を制限する場合には、加盟店は当社に対し、制限の対象となる商品名（両者別途合意する場合には、商品の種類、ジャンル等でも可とします。）は、書面にて通知しなければならないこととします。なお、制限の対象となる商品に変更がある場合も同様とします。

9. 利用者に対するマチピの付与率は、別途当社において定めることとする。但し、付与対象商品に決済額がない場合その他必要がある場合、当社と加盟店は双方の合意により付与率を変更することができます。

10. 第5項の規定にかかわらず、加盟店は、商品又はサービスの購入その他当社が別途定める行為以外の行為をポイント付与サービスの対象とすることを希望する場合には、付与対象とする行為、付与ポイント数等その他当社が定める項目について事前に当社に申し入れ、その承諾を得ることとします。

11. 加盟店は、一定の期間に関し、付与率、付与対象取引及び付与対象商品その他マチピの付与に係る事項を変更するキャンペーンの実施を希望する場合には、キャンペーンの実施期間、付与率、付与対象取引その他当該キャンペーンに関して当社が定める項目について事前に当社に申し入れ、その承諾を得ることとします。

第5条 (ポイント充当サービス)

利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、**マチカカード等**を提示して又は当社所定の行為を行って、商品の購入代金等の一部又は全部につきその保有するマチピを支払方法として利用することを望んだ場合、加盟店は、規約等に従いマチピを当該商品の購入代金等の一部又は全部に充当することとします。

(削除)

2. 充当対象取引は、加盟店の店舗等における商品の購入又はサービスの利用その他当社が別途**指定する**行為とします。なお、加盟店は、充当対象取引以外の取引について、マチピを充当してはならないこととします。

3. 充当対象金額は、商品代金、サービス料、送料、包装料、消費税その他利用者が加盟店に対して支払う一切の金額とします。**ただし**、当社は、申込書で定める方法その他当社所定の方法により、充当対象金額の範囲をその判断により制限することができることとします。

4. 前項の規定にかかわらず、法令上、マチピを利用できない商品に関しては法令に従うこととします。

5. 前二項の規定により、充当対象金額の範囲又は充当対象商品を制限する場合には、加盟店は、当社に対し、制限の対象となる金額の範囲又は商品名(両者別途合意する場合には、商品の種類、ジャンル等でも可とする。)を通知しなければならないこととします。なお、制限の対象となる金額の範囲又は商品に変更がある場合も同様とします。

7. 利用者が支払方法として利用できる換算率

第5条 (ポイント充当サービス)

1.利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、**マチカカードもしくはアプリ**を提示して又は当社所定の行為を行って、商品の購入代金等の一部又は全部につきその保有するマチピを支払方法として利用することを望んだ場合、加盟店は、規約等に従いマチピを当該商品の購入代金等の一部又は全部に充当することとします。

2.加盟店は、利用者が、マチカ利用規約等に記載の期間内にマチカカードもしくはアプリの利用登録手続きを行わなければ、ポイント充当サービスを利用することはできないことを予め承諾します。

3.充当対象取引は、加盟店の店舗等における商品の購入又はサービスの利用その他当社が別途**定める**取引とします。なお、加盟店は、充当対象取引以外の取引について、マチピを充当してはならないこととします。

4. 充当対象金額は、商品代金、サービス料、送料、包装料、消費税その他利用者が加盟店に対して支払う一切の金額とします。**但し**、当社は、申込書で定める方法その他当社所定の方法により、充当対象金額の範囲をその判断により制限することができることとします。

5.前項の規定にかかわらず、法令上、マチピを利用できない商品に関しては法令に従うこととします。**なお、加盟店は、法令上、マチピを利用できる商品であるか否かにつき自己の責任で判断しなければならないこととします。**

6.前二項の規定により、充当対象金額の範囲又は充当対象商品を制限する場合には、加盟店は、当社に対し、制限の対象となる金額の範囲又は商品名(両者別途合意する場合には、商品の種類、ジャンル等でも可とする。)を**書面にて**通知しなければならないこととします。なお、制限の対象となる金額の範囲又は商品に変更がある場合も同様とします。

7.利用者が支払方法として利用できる換算率は、1



は、1ポイント=1円とします。

#### 第6条 (対象外商品・サービス)

加盟店は、ポイント発行プログラムに関し、次の各号の商品又はサービスに関し、ポイント発行及びポイント充当をしてはならない。ただし、当社が承認した場合はこの限りでない。

- (1) 接待を伴う飲食店、性風俗営業等に関連する支払い
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)・麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に反する商品又はサービスに対する支払い
- (3) 第三者の著作権・肖像権・知的財産権などを侵害する商品又はサービスに対する支払い
- (4) その他の関連法令の定め反する商品又はサービスに対する支払い
- (5) 収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- (6) 給与、賃金、寄付金等
- (7) 消費税非課税とされている取引や別途の需要平準化対策が講じられている取引
- (8) 公序良俗に反する商品又はサービス
- (9) その他、ポイント発行プログラムの目的・趣旨から適切でない当社又はまちペイが判断する商品又はサービスの取引

#### 第7条 (システム)

加盟店がポイント発行プログラムに加盟するにあたり、当社は、加盟店に対し、専用端末等を貸与します。

2. ポイント発行プログラムの利用により通信費用その他費用が発生する場合は加盟店の負担とします。ただし、当社との間で別の取扱いの合意をしている場合はその例によります。

3. 加盟店は、前項により当社が設置する専用端末等については、分解、改造してはならず、第13条に定めるデータの送信に支障がないよう、善良なる管理者の注意をもって当該端末を管理す

ポイント=1円とします。

#### (新設)

#### 第6条 (システム)

1.加盟店がポイント発行プログラムに加盟するにあたり、当社は、加盟店に対し、別途当社が指定するポイント付与・充当端末(以下「端末」といいます。)を設置します。ポイント発行プログラムの利用により発生する通信費用は加盟店の負担となります。

2.加盟店は、前項により当社が設置する端末については、当社の事前の承諾がなければ改造してはならず、第14条に定めるデータの送信に支障がないよう、善良なる管理者の注意をもって当該端末を管理

ることとします。また、専用端末等に搭載するアプリケーションソフトをリバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブル等を行ってはなりません。

4. 専用端末等の運用及び第13条に定めるデータの送信に関し、データ送信が不可能な状態となった場合、当社、加盟店、又は代行店のうち、当該事態について帰責性を有する当事者の責任及び費用負担において、データの再送信等ポイント発行プログラムに必要な対応を行います。当社、加盟店いずれの責によらない事由によりかかる事態が生じた場合の責任及び費用負担については、協議の上対処することとします。

#### 第8条（管理責任者及び経理責任者）

当社及び加盟店は、加盟店がポイント発行プログラムに加盟するに際して、一元窓口として管理責任者及び経理責任者を置き、連絡、調整、管理を行います。加盟店は、管理責任者の変更又は経理責任者の変更があった場合は当社に速やかに連絡しなければなりません。

2. 当社は、加盟店が前項の連絡を怠ったことにより不利益を被った場合の当社の損害については加盟店にて負担することとします。

#### 第9条（届出）

加盟店は、ポイント発行プログラムに加盟するにあたり、次の各号に定めた事項を予め当社に届け出るものとし、当該事項に変更がある場合にも、ポイント発行プログラムの運営に支障が出ないよう、速やかに変更した内容を記載した変更通知を出すものとし、届出がなかったことにより当社に生じた損害は加盟店が負担するものとします。

- (1) 商号（屋号）、代表者名、住所
- (2) 管理責任者及び経理責任者の氏名、連絡先及び電子メールアドレス
- (3) 取扱商品及びサービス

することとします。

3. 端末の運用及び第14条に定めるデータの送信に関し、データ送信が不可能な状態となった場合、当社、加盟店、又は代行店のうち、当該事態について帰責性を有する当事者の責任及び費用負担において、データの再送信等ポイント発行プログラムに必要な対応を行います。当社、加盟店いずれの責によらない事由によりかかる事態が生じた場合の責任及び費用負担については、協議の上対処します。

#### 第7条（管理責任者及び経理責任者）

当社及び加盟店は、加盟店がポイント発行プログラムに加盟するに際して、一元窓口として管理責任者及び経理責任者を置き、連絡、調整、管理を行います。当社及び加盟店は、管理責任者の変更又は経理責任者の変更があった場合は相手方に速やかに連絡することとします。

#### 第8条（届出）

1. 加盟店は、ポイント発行プログラムに加盟するにあたり、次の各号に定めた事項を予め当社に届け出るものとし、当該事項に変更がある場合にも、ポイント発行プログラムの運営に支障が出ないよう、速やかに変更した内容を記載した変更通知を出すものとし、届出がなかったことにより当社に生じた損害は加盟店が負担します。

- (1) 商号（屋号）、代表者名、住所
- (2) 管理責任者及び経理責任者の氏名、連絡先及び電子メールアドレス
- (3) 取扱商品及びサービス

- (4) 口座情報
- (5) 店舗名・住所
- (6) その他当社がポイント発行プログラムを運営するために合理的に必要と判断する事項

2. 当社が、前項第1号の規定により届出のあった加盟店の住所に書面を郵送した場合には、相手方の受領拒絶、不在その他の事柄で書面が到達しなかった場合又は配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなします。

3. 当社が、第1項第2号の規定により届出のあった加盟店の管理責任者の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合、当該電子メールは相手方が受信した時点又は送信後24時間の経過のいずれか早い時点で到達したものとみなします。

### 第3章 費用

(削除)

#### 第10条 (ポイント料金)

加盟店は、利用者との間で付与対象取引をした時点において、当社が利用者に付与するマチピにかかる利用条件同意書に記載されたポイント料金及びこれにかかる消費税又は決済手数料のポイント料金相当額を当社に支払うこととします。

2. 当社は、前項の規定に基づき精算書を発行します。なお、15日が締め日の場合は、当月20日までに、末日が締切日の場合は、翌月5日までにを行います。

(削除)

- (4) 口座情報
- (5) 店舗名・住所
- (6) その他当社がポイント発行プログラムを運営する際に合理的に必要と判断する事項

2. 当社が、前項第1号の規定により届出のあった加盟店の住所に書面を郵送した場合には、相手方の受領拒絶、不在その他の事柄で書面が到達しなかった場合又は配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなします。

3. 当社が、第1項第2号の規定により届出のあった加盟店の管理責任者の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合、当該電子メールは相手方が受信した時点又は送信後24時間の経過のいずれか早い時点で到達したものとみなします。

### 第3章 費用

#### 第9条 (加盟金)

1. 加盟店は、ポイント発行プログラムの加盟にあたり、当社に対し、初期費用として、別途当社が定める金額(以下「加盟金」という。)を代行店を通じて支払うこととします。

2. 加盟店が当社に対して支払った加盟金は、本契約が終了した場合でも、その事由のいかんを問わず返還されません。

#### 第10条 (ポイント料金)

1. 加盟店は、利用者が付与対象商品の購入等をした時点において、購入等の時点において当社が利用者に付与するマチピについて、利用条件同意書に記載されたポイント料金及びこれにかかる消費税を当社に支払うこととします。

2. 加盟店は、前項の支払いにあたっては、利用者が

3. 加盟店は、前2項の規定に基づく支払いにつき、15日が締切日の場合は当月末日に、末日が締切日の場合は翌15日に加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。**ただし、応当日が金融機関の休業日に当たる場合又はその他**当社が特別に認めた場合はこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。

4. 当社は、締め日までに加盟店から受信した当社が保有するシステム上で付与すべきマチピの突合処理を完了したデータをもとに第1項及び第2項に基づきポイント料金を毎月算出します。

5. 振込手数料その他支払に要する費用は、加盟店の負担とします。

6. 加盟店は、利用者に付与したポイントを修正することができます。

7. 前5項に規定する当社と加盟店との間におけるポイント料金及び消費税についての請求及び支払いの詳細については、当社と代行店との間の契約及び、代行店及び加盟店との間の契約において定めます。当社及び加盟店は、これらの法律関係に基づき加盟店が当社に対して負う支払義務について、代行店が連帯保証することを認識し合意します。

(削除)

マチピ利用規約に記載の期間内にマチカードまたはアプリの利用登録手続きを行わなかった場合であっても、仮に利用者が当該利用手続きを行っていたときに当社から付与されていたマチピ分につき、前項に基づき定められたポイント料金及びこれにかかる消費税を当社に支払う。

3.加盟店は、前2項の規定に基づく支払いにつき、15日が締切日の場合は当月末日に、末日が締切日の場合は翌15日に**まちペイ**加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。**但し**、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。

**なお**、当社は、締め日までに加盟店から受信し、当社が保有するシステム上で付与すべきマチピの突合処理を完了したデータをもとに第1項及び第2項に基づきポイント料金を毎月算出します。

**また**、振込手数料その他支払に要する費用は、加盟店の負担とします。

4.加盟店は、**第12条1項に従い**、利用者に付与したポイントを修正することができます。

5.前4項に規定する当社と加盟店との間におけるポイント料金及び消費税についての請求及び支払いの詳細については、当社と代行店との間の契約及び、代行店及び加盟店との間の契約において定めます。当社及び加盟店は、これらの法律関係に基づき加盟店が当社に対して負う支払義務について、代行店が連帯保証することを認識し合意します。

**6.加盟店がポイント料金の支払いその他本契約に基づく債務の支払を怠ったときは、支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うこととします。**

第11条 (ポイントの効力)

利用者に付与したマチピは、次の各号に定める事由に該当するとき、当然に失効します。

- (1) 利用者がマチピ会員資格を喪失したとき
- (2) マチピの有効期間が経過したとき
- (3) その他 **マチカ共通約款等**に定める失効事由が生じたとき

2. 前項の場合でも、当社は、当該マチピにかかるポイント料金を加盟店に返還しません。

(削除)

第12条 (精算金)

当社は、利用者が加盟店店舗等で商品の購入等をする際に支払方法として利用したポイントを、**原則として1ポイント=1.0円として換算し、精算金として加盟店に支払います。ただし、当社との間で別の取扱いを合意している場合はその例によります。**

2. 当社及び加盟店は、**前項の精算金の支払いについては、まず当社が代行店に支払い、代行店から加盟店に対し、代行店と加盟店との間で別途締結される契約に基づいて支払われることを相互に確認し合意します。**

3. 当社は、加盟店に対し、当月1日より15日取引分を当月15日締切日、当月16日より末日

第11条 (ポイントの効力)

1.利用者に付与したマチピは、次の各号に定める事由に該当するとき、当然に失効します。

- (1) 利用者がマチピ会員資格を喪失したとき
- (2) マチピの有効期間が経過したとき
- (3) その他 **マチピ利用規約**に定める失効事由が生じたとき

2.前項の場合でも、当社は、当該マチピにかかるポイント料金を加盟店に返還しません。

第12条 (返品等の取扱い)

まちペイ加盟店は、利用者が商品の購入等をする際にマチピを利用し、その後、返品その他により利用者とマチピ取引の取消を行う場合、利用者に対して当該マチピ取引による売上金額相当のポイントを返還します。決済が取り消されるまでに、当該決済で付与されたポイントをすでに使用していた場合は、ポイントの返還が行えません。その場合、すでに消費された当該ポイント分の現金を、利用者から受領してください。

第13条 (精算金)

1.当社は、利用者が加盟店店舗等で商品の購入等する際に支払方法として利用したポイントを、**利用者のマチカカードもしくはアプリを利用した決済に応じて常に付与する加盟店については1ポイント=1.1円として換算し、当社が合意した任意の設定により付与する加盟店については、1ポイント=1.0円として換算し、精算金として加盟店に支払います。**

当社及び加盟店は、**当該精算金の支払いについては、まず当社が代行店に支払い、代行店から加盟店に対し、代行店と加盟店との間で別途締結される契約に基づいて支払われることを相互に確認し合意します。**

2.当社は、加盟店に対し、当月1日より15日取引分を当月15日締切日、当月16日より末日取引分

取引分を当月末日締切日として利用されたポイント数により計算された精算金を15日が締切日の場合は当月末日に、末日が締切日の場合は翌15日に加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、**応当日が金融機関の休業日に当たる場合又はその他**当社が特別に認めた場合はこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。

4. 当社は、精算金から、精算金の支払時において加盟店が当社に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を控除してこれを支払うことができることとします。

#### 第4章 データの利用等

##### 第13条 (加盟店によるデータ送信)

加盟店は、**本規約**の目的のために必要な場合、次の各号に定めるデータを当社に送信することとします。

- (1) 当社所定の利用者へのマチピ付与に関するデータ
- (2) 当社所定の利用者のマチピ利用に関するデータ
- (3) 最新版の加盟店の店舗マスター

2. 加盟店は、前項各号に定めるデータの正確性等について自らの責任において確認の上で当社に送信するものとし、データの正確性等に関する利用者からのクレーム及び利用者との紛争等については自らの**費用**と責任で解決するものとします。

3. 加盟店は、第1項第1号のデータを日次で作成し、当社が指定した期日までに代行店を通じて、当社に送付することとします。

4. 加盟店は第1項第2号のデータの発生の都度、別途代行店との間との契約に基づいて当社に送付することとします。

5. 加盟店は、第1項第3号のデータに更新、変

を当月末日締切日として利用されたポイント数により計算された精算金を15日が締切日の場合は当月末日に、末日が締切日の場合は翌15日にまちペイ加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。但し、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。

当社は、当該精算金から、当該精算金の支払時において加盟店が当社に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を控除してこれを支払うことができることとします。

#### 第4章 データの利用等

##### 第14条 (加盟店によるデータ送信)

1. 加盟店は、**本契約**の目的の**為**に必要な場合に、次の各号に定めるデータを当社に送信することとします。

- (1) 当社所定の利用者へのマチピ付与に関するデータ
- (2) 当社所定の利用者のマチピ利用に関するデータ
- (3) 最新版の加盟店の店舗マスター

2. 加盟店は、前項各号に定めるデータの正確性等について自らの責任において確認の上で当社に送信するものとし、データの正確性等に関する利用者からのクレーム及び利用者との紛争等については自らの責任で解決するものとします。

3. 加盟店は、第1項第1号のデータを日次で作成し、当社が指定した期日までに代行店を通じて、当社に送付することとします。

4. 加盟店は第1項第2号のデータの発生の都度、別途代行店との間との契約に基づいて当社に送付することとします。

5. 加盟店は、第1項第3号のデータに更新、変更、



更、修正があった場合、速やかに最新の内容を当社に送付することとします。

6. 加盟店は、当社及び関連会社が第1項各号に定めるデータを、本章に定める範囲において無償で使用することを許諾することとします。

#### 第14条 (顧客情報)

当社は、当社が保有する利用者のマチカカード及びマチカアプリのアカウントに付与された番号、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日その他の属性に関する情報（以下「属性情報」といいます。）、前条に基づく加盟店のデータ送信によって知得した加盟店の店舗等における購入履歴（以下、「購入履歴」といい、属性情報と併せて「顧客情報」という。）を利用することができることとします。

2. 当社は、利用者のプライバシー保護及びポイント発行プログラムの信頼性維持の観点から、本規約に基づき加盟店に開示する顧客情報の種類、範囲等について、当社が適当と判断する制限措置を講じることができることとします。

3. 加盟店は、本規約に基づき当社から開示を受けた顧客情報につき、利用者のプライバシー及びポイント発行プログラム全体の利益に配慮して保存、管理、利用しなければならないこととします。また、加盟店は、第三者に当該顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはなりません。（以下これらの行為を併せて「漏洩等」といいます。）。

4. 当社は、以下の各号に定める目的で第1項所定の購入履歴を利用します。

- (1) 当社及び関連会社が行う、加盟店又は利用者の利益に資する各種プロモーションの分析、企画及び実施
- (2) ポイント発行プログラム拡大のためのマーケティング分析、企画及び実施
- (3) その他当社及び加盟店で別途合意する事項

5. 当社は、前項各号の目的で、複数の加盟店か

修正があった場合、速やかに最新の内容を当社に送付することとします。

6. 加盟店は、当社及び関連会社が第1項各号に定めるデータを、本章に定める範囲において無償で使用することを許諾することとします。

#### 第15条 (顧客情報)

1. 当社は、当社が保有する利用者のマチカカード番号、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日その他の属性に関する情報（以下「属性情報」といいます。）、前条に基づく加盟店のデータ送信によって知得した加盟店の店舗等における購入履歴（以下、「購入履歴」といい、属性情報と併せて「顧客情報」という。）を利用することができることとします。

2. 当社は、利用者のプライバシー保護及びポイント発行プログラムの信頼性維持の観点から、本契約に基づき加盟店に開示する顧客情報の種類、範囲等について、当社が適当と判断する制限措置を講じることができることとします。

3. 加盟店は、本契約に基づき当社から開示を受けた顧客情報（マチカカード番号16桁を含む）につき、利用者のプライバシー及びポイント発行プログラム全体の利益に配慮して保存、管理、利用しなければならないこととします。また、加盟店は、第三者に当該顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはなりません。（以下これらの行為を併せて「漏洩等」といいます。）。

4. 当社は、以下の各号に定める目的で第1項所定の購入履歴を利用します。

- (1) 当社及び関連会社が行う、加盟店の利益に資する各種プロモーションの分析、企画及び実施
- (2) ポイント発行プログラム拡大のためのマーケティング分析、企画及び実施
- (3) その他当社及び加盟店で別途合意する事項

5. 当社は、前項各号の目的で、複数の加盟店から受

ら受領した購入履歴を集計又は分析し、当社及び関連企業又は加盟店に対して提供できるものとします。ただし、その場合においても当社は、加盟店から受領した購入履歴のみを集計若しくは分析した情報、又は加盟店が特定できる状態の情報を加盟店の同意なしに提供しないものとし、前項各号の目的で購入履歴を利用するにあたり、各加盟店に対して中立かつ公平な立場を維持するものとします。

6. 加盟店は、**マチピ加盟店より退会後**、当社が書面で特に承諾した場合を除き、直ちに顧客情報を廃棄しなければならない、顧客情報を利用することはできません。また、加盟店は、**マチピ加盟店の退会**にあたって、当社の管理下にある顧客情報を抽出してはなりません。

(削除)

7. 加盟店は、顧客情報の漏洩等がポイント発行プログラムの信用を毀損する等、その他ポイント発行プログラム全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存、管理及び廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任並びに従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩等しないよう必要な措置をとらなければなりません。加盟店より顧客情報が他に漏洩等した場合は、加盟店は、自らの故意又は過失により当社において生じた損害を賠償する責を負うものとします。

8. 第6項の規定は、**マチピ加盟店退会後**も引き続きその効力を有することとします。

#### 第15条 (守秘義務)

当社及び加盟店は、**マチピ加盟店登録期間中及び退会後においても**、本規約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に**漏洩等**してはならないこととします。た

領した購入履歴を集計又は分析し、当社及び関連企業又は加盟店に対して提供できるものとします。但し、その場合においても当社は、加盟店から受領した購入履歴のみを集計若しくは分析した情報、又は加盟店が特定できる状態の情報を加盟店の同意なしに提供しないものとし、前項各号の目的で購入履歴を利用するにあたり、各加盟店に対して中立かつ公平な立場を維持するものとします。

6.加盟店は、**本契約終了後**、当社が書面で特に承諾した場合を除き、直ちに顧客情報を廃棄しなければならない、顧客情報を利用することはできません。また、加盟店は、**本契約終了**にあたって、当社の管理下にある顧客情報を抽出してはなりません。

7.加盟店は、**加盟店が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者**に該当するか否かを問わず、**同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければなりません。**

8.加盟店は、顧客情報の漏洩等がポイント発行プログラムの信用を毀損する等、その他ポイント発行プログラム全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存、管理及び廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任並びに従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩等しないよう必要な措置をとらなければなりません。加盟店より顧客情報が他に漏洩等した場合は、加盟店は、自らの故意又は過失により当社において生じた損害を賠償する責を負うものとします。

9.第6項の規定は、**本契約終了後**も引続きその効力を有することとします。

#### 第16条 (守秘義務)

1.当社及び加盟店は、**本契約期間中及び、終了後5年間**においては、**本契約**に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に**漏洩・開示・提供**してはならないこととします。

だし、次の各号に定める事由に該当する場合には、この限りではありません。

- (1) 予め相手方の書面による承諾を得た場合
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負う者又は自社の役員・従業員等に対して、必要な範囲で開示する場合
- (3) 法律又は官公署の命令により、必要な範囲で開示を行う場合

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、ポイント発行プログラム運営に必要な範囲で、当社及び守秘義務契約を締結した提携会社との間で、加盟店に関する情報を交換することができることとします。また、当社は、加盟店と利用者その他の第三者との間の紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該紛争を解決する目的のために、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができることとします。

## 第5章 権利義務

### 第16条 (禁止事項)

加盟店は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) ポイント発行プログラムに関連する事項について、消費者の判断に誤解を与えるおそれのある行為
- (4) 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
- (6) 虚偽のデータを送信する行為
- (7) 他の加盟店の迷惑となる行為

但し、次の各号に定める事由に該当する場合には、この限りではありません。

- (1) 予め相手方の書面による承諾を得た場合
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負う者又は自社の役員・従業員等に対して、必要な範囲で開示する場合
- (3) 法律又は官公署の命令により、必要な範囲で開示を行う場合

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、ポイント発行プログラム運営に必要な範囲で、当社及び守秘義務契約を締結した提携会社との間で、加盟店に関する情報を交換することができることとします。また、当社は、加盟店と利用者その他の第三者との間の紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該紛争を解決する目的のために、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができることとします。

## 第5章 権利義務

### 第17条 (禁止事項)

1. 加盟店は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) ポイント発行プログラムに関連する事項について、消費者の判断に誤解を与えるおそれのある行為
- (4) 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
- (6) 虚偽のデータを送信する行為
- (7) 他の加盟店の迷惑となる行為
- (8) マチピの充当に関するのみ利用者にインセンティブを与える行為

<p>(8) 当社が別途禁止行為として定める行為</p> <p>2. 加盟店は以下の商品等の取引を行ってはならない。ただし、当社が承諾した場合は除きます。</p> <p>(1) 訪問販売</p> <p>(2) 連鎖取引</p> <p>(3) 電話勧誘販売</p> <p>(4) 業務提供誘引販売</p> <p>(5) 公序良俗に反する取引</p> <p>(6) 第三者の著作権・肖像権・知的財産権などを侵害する取引</p> <p>(削除)</p> <p>(7) 法令に反する取引</p> <p>(8) その他、当社が不適当と判断した取引</p> <p><b>第17条</b> (店舗等におけるポイント発行プログラムの取扱い)</p> <p>(削除)</p> <p>加盟店は、<b>本規約</b>に基づくポイント発行プログラムと同様又は類似のポイントサービスを利用者に提供している場合、<b>本規約</b>に基づくポイント発行プログラムの告知方法、ポイント付与又は利用に関する条件を、当該サービスと同等以上に扱わなければなりません。</p> <p>2. 加盟店は、前項のサービスを利用者に提供している場合、利用者が混同又は誤解をしないよう、十分な表示及び説明を行わなければなりません。</p>	<p>(9) 当社が別途禁止行為として定める行為</p> <p>2.加盟店は以下の商品等の取引を行ってはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 公序良俗に反するもの</p> <p>(2) 銃刀法・麻薬取締法・風営法・ワシントン条約その他の関連法令の定めに違反するもの</p> <p>(3) 第三者の著作権・肖像権・知的財産権などを侵害するもの</p> <p>(4) 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券に関してマチピを使用させるもの</p> <p>(新設)</p> <p>(5) その他、当社が不適当と判断したもの</p> <p><b>第18条</b> (店舗等におけるポイント発行プログラムの取扱い)</p> <p>1.加盟店は、利用者が加盟店の店舗等において商品を購入し又はサービスを利用する際、ポイントの利用を拒否し、他の支払方法への変更を要求し、他の支払方法と異なる価格その他の条件を適用し、又は利用金額に当社が定める以外の制限を設定する等、ポイントを利用する利用者に不利となる差別的取り扱いをしてはなりません。</p> <p>2.加盟店は、<b>本契約</b>に基づくポイント発行プログラムと同様又は類似のポイントサービスを利用者に提供している場合、<b>本契約</b>に基づくポイント発行プログラムの告知方法、ポイント付与又は利用に関する条件を、当該サービスと同等以上に扱わなければなりません。</p> <p>3.加盟店は、前項のサービスを利用者に提供している場合、利用者が混同又は誤解をしないよう、十分な表示及び説明を行わなければなりません。</p>
---	---

**第18条**（利用者に対する対応）

加盟店は、利用者から、加盟店の店舗等、商品若しくはサービス等に関し又はポイント発行プログラムの運用に関する問い合わせ、請求又はクレーム等（以下総称して「クレーム等」といいます。）を受けた場合には、速やかに当社に報告をした上で、自らの費用と責任において、**本規約**に基づき適切に対応しなければなりません。**ただし**、ポイント発行プログラムの運用に関するクレーム等については、当該クレーム等が当社の責に帰する事由により生じた場合にはこの限りではありません。

**第19条**（不正獲得・不正利用による修正処理）

利用者がポイント発行プログラムのサービスに関して不正獲得若しくは不正利用をした場合又はその疑いが生じた場合、加盟店は、直ちに当該不正獲得又は不正利用にかかる情報を当社に報告するとともに、当社及び加盟店は相互に協力して原因の究明等のための調査を行い解決に向けた施策を実施するものとします。当社は、当該施策について、加盟店に指導できるものとし、加盟店は当社の指導に基づき、店舗等に対し指導を行うものとします。

2. 前項の調査及び解決施策実施のために、当社及び加盟店が相手方から顧客情報を提供された場合、提供された当事者は、その目的に従って、当該顧客情報を慎重に取り扱わなければなりません。

3. 当社及び加盟店は、利用者がポイント発行プログラムのサービスに関して不正獲得若しくは不正利用を行い、又はそのおそれがあると当社又は加盟店が判断した場合、当該獲得又は利用にかかるマチピを修正処理します。

4. 第三者が加盟店の店舗等においてマチピを不正利用した場合、当社は、加盟店に対して充対象金額の範囲を制限することができるものとし、

**第19条**（利用者に対する対応）

加盟店は、利用者から、加盟店の店舗等、商品若しくはサービス等に関し又はポイント発行プログラムの運用に関する問い合わせ、請求又はクレーム等（以下総称して「クレーム等」といいます。）を受けた場合には、速やかに当社に報告をした上で、自らの費用と責任において、**本契約**に基づき適切に対応しなければなりません。**但し**、ポイント発行プログラムの運用に関するクレーム等については、当該クレーム等が当社の責に帰する事由により生じた場合にはこの限りではありません。

**第20条**（不正獲得・不正利用による修正処理）

1.利用者がポイント発行プログラムのサービスに関して不正獲得若しくは不正利用をした場合又はその疑いが生じた場合、加盟店は、直ちに当該不正獲得又は不正利用にかかる情報を当社に報告するとともに、当社及び加盟店は相互に協力して原因の究明等のための調査を行い解決に向けた施策を実施するものとします。当社は、当該施策について、加盟店に指導できるものとし、加盟店は当社の指導に基づき、店舗等に対し指導を行うものとします。

2.前項の調査及び解決施策実施のために、当社及び加盟店が相手方から顧客情報を提供された場合、提供された当事者は、その目的に従って、当該顧客情報を慎重に取り扱わなければなりません。

3.当社及び加盟店は、利用者がポイント発行プログラムのサービスに関して不正獲得若しくは不正利用を行い、又はそのおそれがあると当社又は加盟店が判断した場合、当該獲得又は利用にかかるマチピを修正処理します。

4.第三者が加盟店の店舗等においてマチピを不正利用した場合、当社は、加盟店に対して充対象金額の範囲を制限することができるものとし、加盟店



加盟店はこれに従うものとします。

#### 第20条 (マチカカードの取り扱い)

当社が加盟店の希望する締結デザインの**マチカカード**等を作成する業務を受託する場合、加盟店は、当該マチカカードの取り扱いについて、次のとおり遵守することとします。

- (1) マチカカードの所有権は、**カード発行者**である当社に属するものとし、加盟店は自己がマチカカードの所有権を有するかのような表示、**又は**第三者に対して所有権の移転が可能であるかのような表示を行ってはなりません。
- (2) 提携デザインのマチカカードについて、ポイント発行プログラムの提供者が当社であること、**及び**ポイント発行プログラムがマチカカードを通して利用者にマチピを付与し、利用者が商品の購入等にマチピを充当することを可能にするサービスであることに鑑み、加盟店が提携デザインのマチカカードの使用を終了した場合**又は**加盟店がポイント発行プログラムの加盟店でなくなった場合であっても、当社の単独の判断によって、無償で利用者による当該提携デザインのマチカカードの利用を継続させることができることを確認し、これを異議なく承諾します。

#### 第21条 (権利の譲渡)

加盟店は、**本規約**に基づくポイント発行プログラムに加盟する権利その他一切の権利を第三者に譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分してはなりません。

はこれに従うものとします。

#### 第21条 (マチピカードの取り扱い)

当社が加盟店の希望する締結デザインの**マチピカード**等を作成する業務を受託する場合、加盟店は、当該マチピカードの取り扱いについて、次のとおり遵守することとします。

- (1) マチピカードの所有権は、**ポイント発行プログラムの提供者**である当社に属するものとし、加盟店は自己がマチピカードの所有権を有するかのような表示、**または**第三者に対して所有権の移転が可能であるかのような表示を行ってはなりません。
- (2) 提携デザインのマチピカードについて、ポイント発行プログラムの提供者が当社であること、**および**ポイント発行プログラムがマチピカードを通して利用者にマチピを付与し、利用者が商品の購入等にマチピを充当することを可能にするサービスであることに鑑み、加盟店が提携デザインのマチピカードの使用を終了した場合**または**加盟店がポイント発行プログラムの加盟店でなくなった場合であっても、当社の単独の判断によって、無償で利用者による当該提携デザインのマチピカードの利用を継続させることができることを確認し、これを異議なく承諾します。

#### 第22条 (権利の譲渡)

加盟店は、**本契約**に基づくポイント発行プログラムに加盟する権利その他一切の権利を第三者に譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分してはなりません。



## 第22条 (競業)

当社及び加盟店は、相手方が類似のポイントサービスを第三者との間で検討及び実行することを妨げません。ただし、当社の本規約に基づくポイント発行プログラム又は加盟店若しくは第三者が行う類似のポイントサービスのいずれかを利用者の選択に基づいて利用できる制度を設ける場合には、事前に当社の承諾を得なければなりません。

## 第23条 (促進企画)

当社は、ポイント発行プログラムの認知度向上及び利用促進並びに加盟店の事業の発展を目的として、当社が用意するウェブサイト及び媒体(当社の出稿する外部媒体を含みます。)において、その判断によりポイント発行プログラムの告知を行います。

2. 加盟店は、前項に定める目的のため、加盟店が運営、管理、用意する加盟店の店舗等、ウェブサイト、媒体(加盟店の出稿する外部媒体を含む)、宣伝広告及び販売促進施策において、当社の事前の承諾を得た上で、加盟店の費用負担でポイント発行プログラムの告知を行うことができます。なお、当社は、加盟店が上記告知を行う上で必要な情報を加盟店に提供し、販売促進用備品を提供する等、合理的な協力を行います。

3. 当社及び加盟店は、前二項に定める方法以外の方法でポイント発行プログラムの告知を行う場合、当該告知の内容及び費用負担について協議の上決定することとします。

4. 加盟店は、加盟店の店舗等の内外において、加盟店がポイント発行プログラム参加企業であることを明示するため、当社作成の専用ポスター

## 第23条 (競業)

1. 当社及び加盟店は、相手方が類似のポイントサービスを第三者との間で検討及び実行することを妨げません。

2. 加盟店は、本契約に基づくポイント発行プログラムと類似のポイントサービスを自ら又は第三者との間で実施する場合、代行店を通じて事前に当社に書面により通知し、承諾を得なければなりません。

3. 加盟店は、本契約に基づくポイント発行プログラムと類似のポイントサービスを自ら又は第三者との間で実行する場合であっても、利用者が本契約に基づくポイント発行プログラムのサービスの利用を望んだときには、これを妨げてはなりません。

## 第24条 (促進企画)

1. 当社は、ポイント発行プログラムの認知度向上及び利用促進並びに加盟店の事業の発展を目的として、当社が用意するウェブサイト及び媒体(当社の出稿する外部媒体を含みます。)において、その判断によりポイント発行プログラムの告知を行います。

2. 加盟店は、前項に定める目的のため、加盟店が運営、管理、用意する加盟店の店舗等、ウェブサイト、媒体(加盟店の出稿する外部媒体を含む)、宣伝広告及び販売促進施策において、当社の事前の承諾を得た上で、加盟店の費用負担でポイント発行プログラムの告知を行うこととします。なお、当社は、加盟店が上記告知を行う上で必要な情報を加盟店に提供し、販売促進用備品を提供する等、合理的な協力を行います。

3. 当社及び加盟店は、前二項に定める方法以外の方法でポイント発行プログラムの告知を行う場合、当該告知の内容及び費用負担について協議の上決定することとします。

4. 加盟店は、加盟店の店舗等の内外において、加盟店がポイント発行プログラム参加企業であることを明示するため、当社作成の専用ポスター、ステッ

一、ステッカー、のぼり等のアイテムを設置・表示しなければなりません。

当該アイテムを設置・表示する場所や数量等については、当社の指示に従うものとします。当社は当該アイテムの設置・表示状況について、加盟店に報告させることができるものとします。

5. 当社は前項に基づき加盟店店舗等に設置された当社作成の店頭告知物の設置状況及び設置方法について、加盟店に指導できるものとします。

6. 加盟店は、店頭等において来店した全ての利用者がマチカカードサービスを受けられるようにマチカカードの提示を促す案内を行うものとします。また、当社は店舗等における当該案内状況について、加盟店に指導することができるものとします。

7. 当社は、本条に定める促進企画を実施するため、必要な範囲で、**加盟店の承諾を得て加盟店の商標、商号、ロゴ、サービス名、商品名等**を無償で使用することができることとします。

**8. 加盟店は、本条に定める促進企画を実施するため、必要な範囲で、当社の承諾を得て加盟店の商標、商号、ロゴ、サービス名、商品名等を使用することができます。**

9. 当社及び加盟店は、第1項に定める目的に鑑み、ポイント発行プログラムの認知度向上、利用促進を目的とした告知を積極的に行うよう努力するものとし、相互に協力します。

(削除)

10. 当社は、本条各項に定める目的のために、加盟店に**承諾を得て**、加盟店の店舗等の営業時間内に、当該店舗等に立ち入り、店舗等における販売促進施策の実施の状況、店頭告知物の設置の状

カー、のぼり等のアイテムを設置・表示しなければなりません。

当該アイテムを設置・表示する場所や数量等については、当社の指示に従うものとします。当社は当該アイテムの設置・表示状況について、加盟店に報告させることができるものとします。

5. 当社は前項に基づき加盟店店舗等に設置された当社作成の店頭告知物の設置状況及び設置方法について、加盟店に指導できるものとします。**加盟店は当社からの指導に基づき、該店舗等に対し改善のための指導を行うものとします。**

6. 加盟店は、店頭等において来店した全ての利用者がマチカカードサービスを受けられるようにマチカカードの提示を促す案内を**必ず**行うものとします。また、当社は店舗等における当該案内状況について、加盟店に指導することができるものとし、**加盟店は当社からの指導に基づき、該店舗等に対し改善のための指導を行うものとします。**

7. 当社**及び加盟店**は、本条に定める促進企画を実施するため、必要な範囲で、相手方の商標、商号、ロゴ、サービス名、商品名等~~を無償で~~使用することができることとします。

(新設)

8. 当社及び加盟店は、第1項に定める目的に鑑み、ポイント発行プログラムの認知度向上、利用促進を目的とした告知を積極的に行うよう努力するものとし、相互に協力します。

**9. 加盟店は、独自に本プログラムに関するプロモーションツール等を作成する場合、当社が別途定めるマチカカードブランド運用ガイドラインを遵守しなくてはなりません。**

10. 当社は、本条各項に定める目的のために、加盟店に**対する事前の通知の上**、加盟店の店舗等の営業時間内に、当該店舗等に立ち入り、店舗等における販売促進施策の実施の状況、店頭告知物の設置の状

況及びマチカカードサービスにかかる案内の状況等について、調査（店舗等の従業員に対するヒアリング等を含むがこれに限られません。）を行うことができるものとします。ただし、当社は、加盟店及び加盟店の店舗等の業務を不当に妨げてはならず、本条各項所定の目的に関連しない調査を行いません。

**第24条**（サービスの一時停止・一部停止）

加盟店は、当社が提供するポイント発行プログラムのサービスについて次の各号に定める事由により、加盟店に対する**事前通知有無に関わらず**、一定期間、全部又は一部のサービスが停止される場合があることを承諾し、サービス停止によるポイント料金等の返還、損害の補償等を当社に請求しないこととします。

- (1) 当社のサーバソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 当社のコンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (3) その他当社、利用者、他の加盟店等第三者の利益を保護するため、当社がやむを得ないと判断した場合における停止

**第25条**（免責）

当社は、天災地変、戦争、テロ、暴動、法令の改廃、公権力の発動、自己の責によらない通信回線、通信機器、インターネット若しくはコンピュータシステム等の障害、又は第三者による不正アクセスその他自己の合理的支配の及ばない事由により、自己の債務の全部若しくは一部が履行できない場合、又は相手方に損害が生じた場合、その責を負わないものとします。

2. 当社は、加盟店に対する事前の通知の上、ポイント発行プログラムのサービスの変更、停止又は廃止を行うことができることとします。

3. システムに障害が発生した等の理由により、加盟店の店舗運営に支障が生じると当社が判断

況およびマチカカードサービスにかかる案内の状況等について、調査（店舗等の従業員に対するヒアリング等を含むがこれに限られません。）を行うことができるものとします。ただし、当社は、加盟店および加盟店の店舗等の業務を不当に妨げてはならず、本条各項所定の目的に関連しない調査を行いません。

**第25条**（サービスの一時停止・一部停止）

加盟店は、当社が提供するポイント発行プログラムのサービスについて次の各号に定める事由により、加盟店に対する**事前の通知の上**、一定期間、全部又は一部のサービスが停止される場合があることを承諾し、サービス停止によるポイント料金等の返還、損害の補償等を当社に請求しないこととします。

- (1) 当社のサーバソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 当社のコンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (3) その他当社、利用者、他の加盟店等第三者の利益を保護するため、当社がやむを得ないと判断した場合における停止

**第26条**（免責）

1. 当社は、天災地変、戦争、テロ、暴動、法令の改廃、公権力の発動、自己の責によらない通信回線、通信機器、インターネット若しくはコンピュータシステム等の障害、又は第三者による不正アクセスその他自己の合理的支配の及ばない事由により、自己の債務の全部若しくは一部が履行できない場合、又は相手方に損害が生じた場合、その責を負わないものとします。

2. 当社は、加盟店に対する事前の通知の上、ポイント発行プログラムのサービスの変更、停止又は廃止を行うことができることとします。

3. システムに障害が発生した等の理由により、加盟店の店舗運営に支障が生じると当社が判断した場

した場合には、当社及び加盟店は、混乱防止のため、共同で必要となる措置を講じるものとします。

## 第6章 契約の終了

### 第26条 (有効期間)

マチピ加盟店登録の有効期間は、運用開始日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヶ月前までに当社又は加盟店の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り、1年間延長され、以後も同様とします。

2. 第10条、第14条、第15条、第18条から第21条、第25条、第30条及び第32条の規定は、マチピ加盟店退会後も3年間引き続き有効に存続するものとします。

### 第27条 (解約)

当社は、事由のいかんを問わず、3ヶ月前までに書面で相手方に通知することによりマチピ加盟店契約を解約することができることとします。

2. 前項によりマチピ加盟店契約が終了した場合でも、当社は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

3. 加盟店は、事由のいかんを問わず、書面で相手方に通知することによりマチピ加盟店契約を解約することができることとします。当該解約の効力は、加盟店が当該通知を発した日の属する月の翌々月末日において生じます。

4. 加盟店は、ポイント発行プログラムを終了する場合又は契約期間が満了した場合、加盟店と当社が合意した日までに、利用者に対し、別途当社が定める告知方法により、マチピ加盟店契約の解約に伴うポイント発行プログラムの終了を告知することとします。

合には、当社及び加盟店は、混乱防止のため、共同で必要となる措置を講じるものとします。

## 第6章 契約の終了

### 第27条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、運用開始日から1年間とする。但し、期間満了の3ヶ月前までに当社又は加盟店の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り、1年間延長され、以後も同様とします。

2. 事由の如何を問わず、第10条、第15条、第16条、第19条から第22条、第26条、第31条及び第33条の規定は、本契約の終了後も引き続き有効に存続するものとします。

### 第28条 (解約)

1. 当社は、事由のいかんを問わず、1ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができることとします。

2. 前項により本契約が終了した場合でも、当社は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

3. 加盟店は、事由のいかんを問わず、書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができることとします。当該解約の効力は、加盟店が当該通知を発した日の属する月の翌々月末日において生じます。

4. 加盟店は、本契約を解約するための措置として、加盟店と当社が合意した日までに、利用者に対し、別途当社が定める告知方法により、本契約解約に伴うポイント発行プログラムの終了を告知します。なお、当該告知にかかる費用については、加盟店の負担となります。

## 第28条 (解除)

当社は、加盟店が次の各号に定める事由に該当した場合には、何らの催告なしに**マチピ加盟店契約**を解除することができるものとし、かつ、その場合当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

- (1) **本規約等**に違反したとき
- (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき
- (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算の申し立てがされたとき
- (5) 前三号の他、加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 解散又は営業停止状態となったとき
- (7) 当社による連絡が取れなくなったとき
- (8) 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局等による**命令等**を受けたとき

(削除)

- (9) 取扱商品又はサービスに関して、利用者に対して著しい不利益をもたらした又はそのおそれがあると当社が判断したとき
- (10) 利用者によるマチピの不正獲得・不正利用が頻発しているにもかかわらず、加盟店がこれに対して適切な対応をしないとき
- (11) 主要な株主・取締役の変更、相手方が消滅会社となる合併・会社分割・事業譲渡等の組織再編、その他相手方の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき
- (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると判断した場合
- (13) その他当社が加盟店との**マチピ加盟店契約**の継続が困難であると**判断する重大な事由がある場合**と判断した場合

2. 加盟店に第1項に掲げる事由の一つが発生し

## 第29条 (解除)

1.当社は、加盟店が次の各号に定める事由に該当した場合には、何らの催告なしに**本契約**を解除することができるものとし、かつ、その場合当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

- (1) **本契約等**に違反したとき
- (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき
- (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算の申し立てがされたとき
- (5) 前三号の他、加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 解散又は営業停止状態となったとき
- (7) 当社による連絡が取れなくなったとき
- (8) 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局等による**注意又は勧告**を受けたとき

(9) **販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反し又はポイント発行プログラムにふさわしくないと当社が判断したとき**

(10) 取扱商品**または**サービスに関して、利用者に対して著しい不利益をもたらした**または**そのおそれがあると当社が判断したとき

(11) 利用者によるマチピの不正獲得・不正利用が頻発しているにもかかわらず、加盟店がこれに対して適切な対応をしないとき

(12) 主要な株主・取締役の変更、相手方が消滅会社となる合併・会社分割・事業譲渡等の組織再編、その他相手方の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき

(13) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると判断した場合

(14) その他当社が加盟店との**本契約**の継続が困難であると**判断した場合**

2.加盟店に第1項に掲げる事由の一つが発生した場



た場合、加盟店の当社に対する債務は当然に期限の利益を失い、全ての債務を直ちに相手方に弁済しなければならないこととします。

3. 第1項によりマチピ加盟店契約が終了した場合でも、当社は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

4. 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反し又はポイント発行プログラムにふさわしくないとき、当社が判断したときは、1ヶ月の予告期間をもって催告をすることにより解除することができる。

#### 第29条 (反社会的勢力との関係による解除等)

当社及び加盟店は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号に定める事由に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を

合、加盟店の当社に対する債務は当然に期限の利益を失い、全ての債務を直ちに相手方に弁済しなければならないこととします。

3.第1項により本契約が終了した場合でも、当社は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

(新設)

#### 第30条 (反社会的勢力との関係による解除等)

1.当社及び加盟店は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号に定める事由に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する



有すること

2. 当社及び加盟店は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に定める行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社及び加盟店は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、**マチピ加盟店契約**を将来に向けて解約することができることとします。かかる解約が行われた場合、相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、全ての債務を直ちに相手方に弁済しなければなりません。なお、当社及び加盟店は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何等説明し、又は開示する義務を負わないものとし、契約の解約に起因し、又は関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではないことを確約します。

### 第30条 (契約終了時の措置)

当社及び加盟店は、第26条の期間満了の規定に従い、マチピ加盟店契約が終了する場合、ポイント発行プログラムをマチピ加盟店契約終了日までに終了させるための措置として、マチピ加盟店契約終了日の**3ヶ月前**までに、利用者に対し、別途当社が定める告知方法により、**マチピ加盟店契約**の終了に伴うポイント発行プログラムの終了を告知し、**マチピ加盟店契約の終了後3ヶ月**が経過する日まで当該告知を継続することとします。

こと

2. 当社及び加盟店は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に定める行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社及び加盟店は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、**本契約**を将来に向けて解約することができることとします。かかる解約が行われた場合、相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、全ての債務を直ちに相手方に弁済しなければなりません。なお、当社及び加盟店は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何等説明し、又は開示する義務を負わないものとし、契約の解約に起因し、又は関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではないことを確約します。

### 第31条 (契約終了時の措置)

1. 当社及び加盟店は、第27条の期間満了の規定に従い、本契約が終了する場合、ポイント発行プログラムを本契約終了日までに終了させるための措置として、本契約終了日の**6カ月前 (店頭では3ヶ月前)**までに、利用者に対し、別途当社が定める告知方法により、**本契約終了**に伴うポイント発行プログラムの終了を告知し、**本契約終了後3ヶ月**が経過する日まで当該告知を継続することとします。この場合、**加盟店店舗等における告知費用については加盟店の負担で実施され、当社の用意するウェブ環境及び媒体 (加盟店の出稿する外部媒体を含む) におけ**

2. 第28条又は第29条の当社による解除の規定に従い、マチピ加盟店契約が終了する場合には、加盟店は、ポイント発行プログラムを終了させるための措置として、その責任と費用において、利用者に対し、別途当社が定める告知方法によりマチピ加盟店契約終了に伴うポイント発行プログラムの終了の告知を可及的速やかに実施し、マチピ加盟店契約終了後3ヶ月が経過する日まで当該告知を継続することとします。なお、当該告知にかかる費用については、当社の都合による解約を除き、加盟店の負担となります。

3. マチピ加盟店契約が終了した場合には、本規約に基づく解除により加盟店の当社に対する債務が期限の利益を失うときを除き、本規約に基づき既に発生している加盟店と当社との間の債権及び債務については、本規約に従って精算されるものとします。

4. 加盟店は、理由のいかんを問わずマチピ加盟店契約が終了し、ポイント発行プログラムの加盟が終了する場合、加盟が終了した日以降は、マチピの付与及び充当を行ってはなりません。

5. 加盟店は、理由のいかんを問わずマチピ加盟店契約が終了し、ポイント発行プログラムの加盟が終了する場合、当社が書面で特に承諾した場合を除き、マチピ加盟店契約終了後直ちに、当社から交付されたデータ、資料、書面その他一切の情報を廃棄することとします。

6. 当社及び加盟店は、マチピ加盟店の退会後も、利用者からのクレーム等の問題が生じないよう当社加盟店相互に協力して最善の措置を講じることとします。

### 第31条 (本規約等の改定)

当社は、一定の予告期間においてホームページ等にて告知することによりいつでも本規約等を改定することができることとします。本規約等の改

る告知費用については、当社の費用負担にて実施することとします。

2. 第29条又は第30条の当社による解除の規定に従い、本契約が終了する場合には、加盟店は、ポイント発行プログラムを終了させるための措置として、その責任と費用において、利用者に対し、別途当社が定める告知方法により本契約終了に伴うポイント発行プログラムの終了の告知を可及的速やかに実施し、本契約終了後3ヶ月が経過する日まで当該告知を継続することとします。なお、当該告知にかかる費用については、当社の都合による解約を除き、加盟店の負担となります。

3. 本契約が終了した場合には、本契約に基づく解除により加盟店の当社に対する債務が期限の利益を失うときを除き、本契約に基づき既に発生している加盟店と当社との間の債権及び債務については、本契約に従って精算されるものとします。

4. 加盟店は、理由のいかんを問わず本契約が終了し、ポイント発行プログラムの加盟が終了する場合、加盟が終了した日以降は、マチピの付与及び充当を行ってはなりません。

5. 加盟店は、理由のいかんを問わず本契約が終了し、ポイント発行プログラムの加盟が終了する場合、当社が書面で特に承諾した場合を除き、本契約終了後直ちに、当社から交付されたデータ、資料、書面その他一切の情報を廃棄することとします。

6. 当社及び加盟店は、本契約終了後も、利用者からのクレーム等の問題が生じないよう当社加盟店相互に協力して最善の措置を講じることとします。

### 第32条 (規約等の改定)

当社は、加盟店に対して事前の通知をした上でいつでも規約等を改定することができることとします。規約等の改定は、当社が改定後の規約等を通知(当

定は、当該予告期間の満了をもって当該約款は変更されるものとします。

**第32条**（準拠法・裁判管轄）

本規約は日本法に基づき解釈され、当社と加盟店との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、松山地方裁判所又は松山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

社がその代行店を通じて加盟店に通知する場合及び当社所定のウェブサイトに掲載する場合を含む。)したときに効力を生じます。規約等の改定後、加盟店がポイント発行プログラムを利用した場合には、改定後の規約等に同意したものとみなします。

**第33条**（準拠法・裁判管轄）

本契約は日本法に基づき解釈され、当社と加盟店との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、松山地方裁判所又は松山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上